

経 済 産 業 省

制定 20240319特第2号

令和6年3月28日

改正 20250325財特第29号

令和7年3月31日

中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領を次のとおり制定する。

令和7年3月31日

経済産業大臣 武藤 容治

中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）交付要綱（20240318特第8号。以下「要綱」という。）に基づき、補助事業者が、中小企業者等が行う海外における発明、実用新案、意匠又は商標の出願（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という。）における間接補助事業者に対する補助金（補助事業者が経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長から交付を受けた補助金をその財源として交付する補助金をいう。以下「間接補助金」という。）の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用）

第2条 この要領は、要綱第3条に掲げる補助事業者が行う補助事業に適用する。

（定義）

第3条 この要領において用いる用語は、要綱第2条の定義によるものとする。

2 この要領において、補助金の対象となる出願国には、地域を含むものとする。

（交付の対象）

第4条 補助事業者は、間接補助事業を行う中小企業者等（都道府県中小企業支援センター等にあ

応答すること。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の第1号から第5号までのいずれかに該当する者又は別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本間接補助金の交付対象としない。ただし、中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社もしくは投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合に該当する者については、要綱第2条第3項で規定する中小企業者等以外の者であって、事業を営む者(以下「大企業」という。)として取り扱わないものとする。

(1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等

(2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

(4) 資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等

(5) 間接補助金申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

- 3 助成対象経費には、日本国特許庁の収入となる手数料(意匠法第67条第1項第4号、商標法(昭和34年法律第127号)第76条第1項第3号、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和53年法律第30号)第18条第2項及びハーグ協定第7条(2)(日本国を指定締約国とする部分に限る。))に規定するものを含む。)を含まないものとする。

- 4 間接補助事業者が他の事業者と共同で外国特許庁への出願を行う場合には、間接補助事業者の持分比率に応じた額(ただし、間接補助事業者が負担した額の範囲内)を助成対象経費とする。

(補助率及び上限額)

第5条 間接補助金の補助率は、第4条に規定する助成対象経費の2分の1以内とする。

- 2 上限額は、1企業及び1出願ごとにそれぞれ次の各号に掲げる金額とする。

(1) 1企業に対する1会計年度内の間接補助金の総額 300万円

(2) 1出願に対する1会計年度内の間接補助金の総額

(ア) 特許出願 150万円

(イ) 実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願(次に掲げる商標登録出願は除く) 60万円

(ウ) 冒認対策商標 30万円

(交付の申請)

第6条 間接補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、様式第1-1又は様式第1-2による交付申請書を補助事業者に提出しなければならない。

- 2 交付申請者は、前項の交付の申請をするに当たって、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)

(申請の取下げ)

第11条 間接補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に補助事業者に書面をもって申し出なければならない。

(間接補助事業の経理等)

第12条 間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、補助事業者の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第13条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を補助事業者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 出願国の法令及び出願形式に合わせるための形式的な変更である場合。

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第14条 間接補助事業者は、第10条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を補助事業者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 補助事業者が第18条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が補助事業者に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、補助事業者は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が補助事業者に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 補助事業者は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 補助事業者は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、間接補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定さ

第20条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに補助事業者に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第18条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第21条 補助事業者は、第13条第1項第2号の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第10条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 間接補助事業者が、法令、要綱、本要領又は法令、要綱若しくは本要領に基づく補助事業者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 間接補助事業者が、偽りその他不正の手段によって、交付の申請をし、交付決定を受けたと認められる場合

(3) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合

(6) 間接補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 補助事業者は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する間接補助金が交付されているときは、期限を付して当該間接補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 補助事業者は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る間接補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく間接補助金の返還については、第18条第3項の規定を準用する。

(守秘義務)

第22条 補助事業者は、補助事業の実施により知り得た間接補助事業者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用しないものとする。

2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、少なくとも、間接補助事業者の名称、所在地及び交付の決定を受けた出願種別について外部公表しなければならない。また、間接補助事業者に対し、間接補助事業者の名称、所在地及び交付の決定を受けた出願種別に加え、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額についても外部公表されることについて、周知しなければならない。

(放棄等の禁止、フォローアップ調査等への協力)

第23条 間接補助事業者は、間接補助事業により行った外国特許庁への出願について、補助事業者の承認を受けないで、自ら放棄又は取下げ等を行わないものとする。

2 間接補助事業者は、第4条第1項第5号の規定による国及び補助事業者等が行う補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第24条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について間接補助金の交付